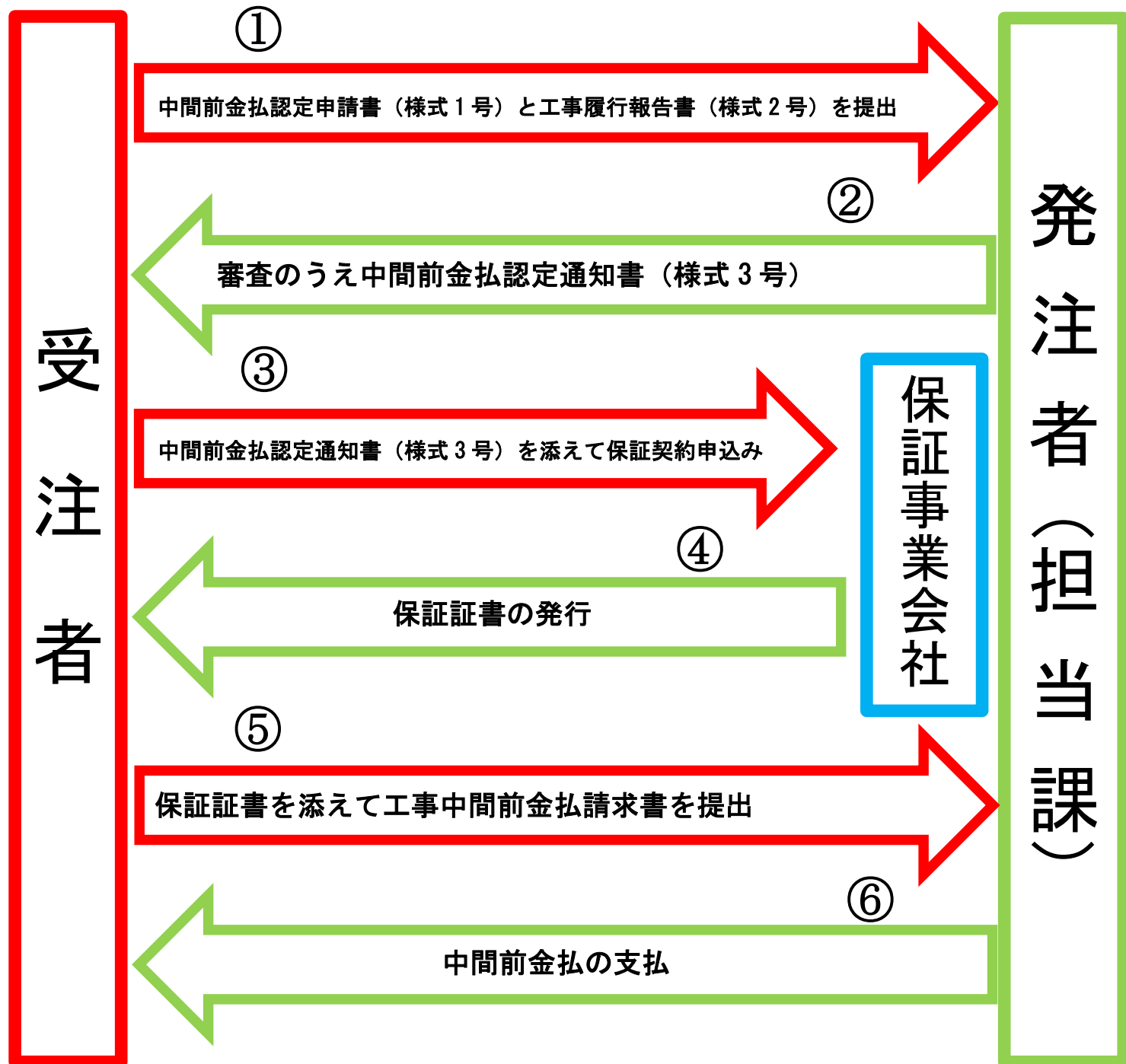


【中間前金払に係る事務手続きフロー図】



★中間前金払の対象となる工事は、次の全ての要件を満たすものです。

- (1) 1件の契約金額が500万円
- (2) 既に前金払を支出していること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。